

急性期中心の精神科病棟における 退院後生活環境相談員業務の成果

原田郁大[†] 榎本哲郎* 山本啓太 浦野 隆 佐藤啓子

IRYO Vol. 72 No. 1 (4-8) 2018

要 旨

2014年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（法律）が施行され、退院後生活環境相談員（相談員）制度が導入された。この目的は、精神科病床における新規医療保護入院者が1年未満で退院できるように退院支援等の取り組みを推進することであり、また、すでに1年以上長期入院をしている医療保護入院者の地域移行を推進することである。国立国際医療研究センター国府台病院（当院）において相談員を配置した結果、医療保護入院者の退院が促進されたのかどうかを明らかにすることを目的として調査した。対象は2013年度および2014年度の医療保護入院者とした。対象病棟は、精神科救急入院料算定病棟および精神科急性期治療病棟の2病棟とした。2013年度は医療社会事業専門員（Social Worker: SW）が介入した群をA群とし、非介入群をB群とした。全患者に介入した2014年度の患者をC群とした。観察期間は2013年4月1日から2015年11月30日までとした。退院をエンドポイントとして入院日数を調査し、Kaplan-Meier法とLogrank testを用い、入院率を3群間で比較検討した。入院率が最も低かったのはB群だった。入院率が最も高かったのはA群だった。C群はその中間であった。年度間の比較では入院率に有意差を認めなかった。入院日数を中央値で比較してみると、A群65日、C群53日、B群35日の順に短くなっていた。年度間の比較では、2014年度の入院日数は53日で、2013年度の入院日数43日から10日増加した。相談員制度が新設されたにもかかわらず、当院では医療保護入院者の退院促進に結びつかなかった。その原因として、ソーシャルワークをあまり必要としない患者に関わる時間が増えてしまい、逆に濃密なソーシャルワークが必要な患者に関わる時間が減少したことが影響した可能性が考えられた。

キーワード 退院後生活環境相談員, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律,
ソーシャルワーカー, 入院日数

国立国際医療研究センター国府台病院 ソーシャルワーク室, *精神科 †医療社会事業専門員
著者連絡先: 原田郁大 国立国際医療研究センター国府台病院 ソーシャルワーク室
〒272-8516 千葉県市川市国府台1-7-1
e-mail: sw-ikuhiro@hospk.ncgm.go.jp

(平成29年2月3日受付, 平成29年9月8日受理)

"Social Worker for Living Conditions after Discharge" Failure to Obtain the Expected Results at Psychiatric Emergency Wards Ikuhiro Harada, Tetsuro Enomoto*, Keita Yamamoto, Ryu Urano, and Keiko Sato, Medical Treatment Welfare Clinic and *Department of Psychiatry, Kohnodai Hospital, National Center for Global Health and Medicine (Received Feb. 3, 2017, Accepted Sep. 8, 2017)

Key Words: social worker for living conditions after discharge, Act on Mental Health and Welfare for the Mentally Disabled, social worker, days of hospital stay